

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	坂城町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.sakaki.nagano.jp/www/index.html

執行機関名 坂城町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(母子父子家庭)	坂城町福祉医療費給付金条例(平成15年条例第11号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(母子父子家庭)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第21号)別表第一 坂城町福祉医療費給付金条例(平成15年条例第11号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	坂城町福祉医療費給付金条例(平成15年条例第11号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって <u>母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	(目的) 第一条 この条例は、子ども、障がい者、 <u>母子家庭の母子等及び父子家庭の父子</u> が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、 <u>早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって、福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		坂城町福祉医療費給付金条例(平成15年条例第11号)

